

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業)
公募要領

令和2年4月
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合（以下「組合」という。）では、環境省から令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断推進事業）（以下「補助事業」という。）の交付の決定を受け、エネルギー起源CO2の排出を抑制するためのCO2削減ポテンシャル診断事業（以下「診断事業」という。）を実施します。

事業の概要、対象事業、申請方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、申請される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

目 次

申請に当たっての留意事項	2
1. 補助事業の目的.....	3
2. 補助事業の概要.....	3
3. CO2削減ポテンシャル診断事業への申請.....	17
4. 事業実施後の対応.....	20
5. 情報の取り扱い.....	21
6. その他.....	22

本文中の文字色は 2019 年度との相違を表しています 変更：青文字 追加：赤文字

申請に当たっての留意事項

補助金は国庫補助金を財源とし、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

補助事業は、以下関係法令及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040138号）及びCO2削減ポテンシャル診断推進事業実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040144号）の規定によるほか、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業）交付規程（以下「交付規程」という。）の定めるところに従い実施していただきます。

補助事業への申請に当たっては、以下について十分認識された上で、申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関する全ての提出書類には、如何なる理由があっても事実と異なる内容の記載を行わないでください。
2. 組合からの資料の提出や確認事項等に適切な対応をいただけない場合は、交付の決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、補助事業の実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。また、手引き等で示した提出書類以外の資料の提出をお願いすることがあります。
4. 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
5. 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
6. 補助事業開始（補助対象設備に関する契約を含む）は、交付の決定日以降となります。組合から補助金の交付の決定を通知する前に発生した経費は補助対象外です。
7. 補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）、事業報告書（交付規程様式第14）の提出義務があります。
8. 診断結果報告書に提案された対策について、少なくとも1つは必ず実施してください。
9. 補助事業にかかわる資料等は、補助事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
10. 補助事業は令和2年度事業であるため、定められた手続きを完了させ本年度末までに補助金の交付を受けなければなりません。

1. 補助事業の目的

補助事業は、診断事業及び低炭素機器導入事業（以下「導入事業」という。）を実施し、地球環境保全に資することを目的としています。

診断事業は、公募により採択された診断機関が、受診事業所を対象に、設備の電気・燃料等使用量の計測やデータ解析並びに設備の運用状況等の診断を行います。診断機関は、CO2排出量、エネルギー消費量削減のために有効と考えられる運用改善や設備導入等の対策を受診事業所に提案するとともに、対策に関する費用・効果等に関する情報を提供します。また、得られた情報は、CO2排出量、エネルギー消費量削減対策の導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。

2. 補助事業の概要

2.1 スキーム

補助事業のスキームは、図1に示すとおりです。

- ①組合の診断機関窓口（以下「診断機関窓口」という。）が、診断機関の公募及び採択を実施します。
- ②組合の受診窓口（以下「受診窓口」という。）が、受診事業所の公募及び交付の決定を行います。
- ③受診事業所が診断機関との契約に基づき診断を実施し、診断結果報告を受けた後に診断費用を支払います。
- ④受診事業所が受診窓口にて補助金の申請を行い、受診窓口が審査後補助金を交付します。

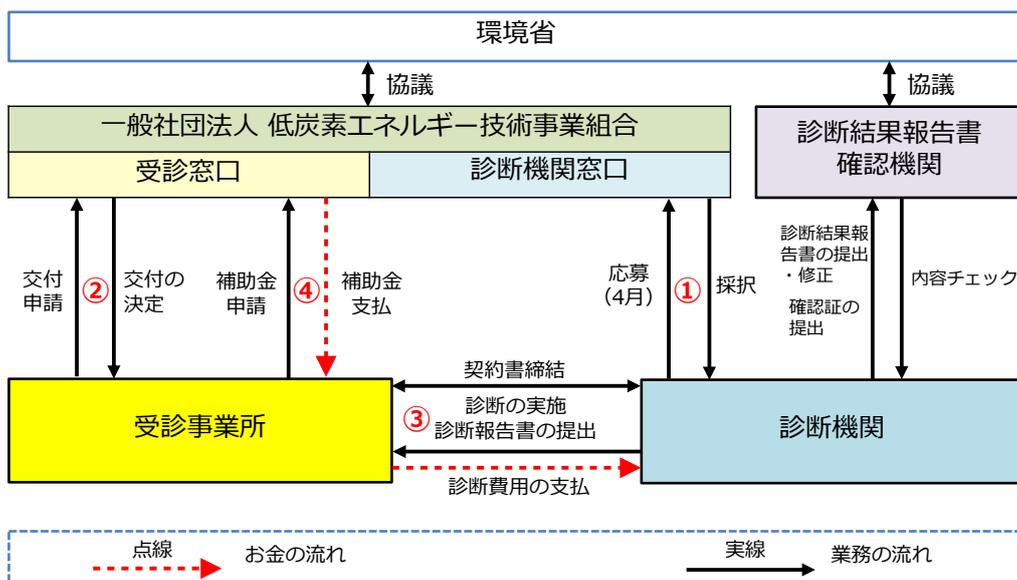


図1 事業のスキーム

2.2 スケジュール

補助事業のスケジュールは図2に示すとおりです。

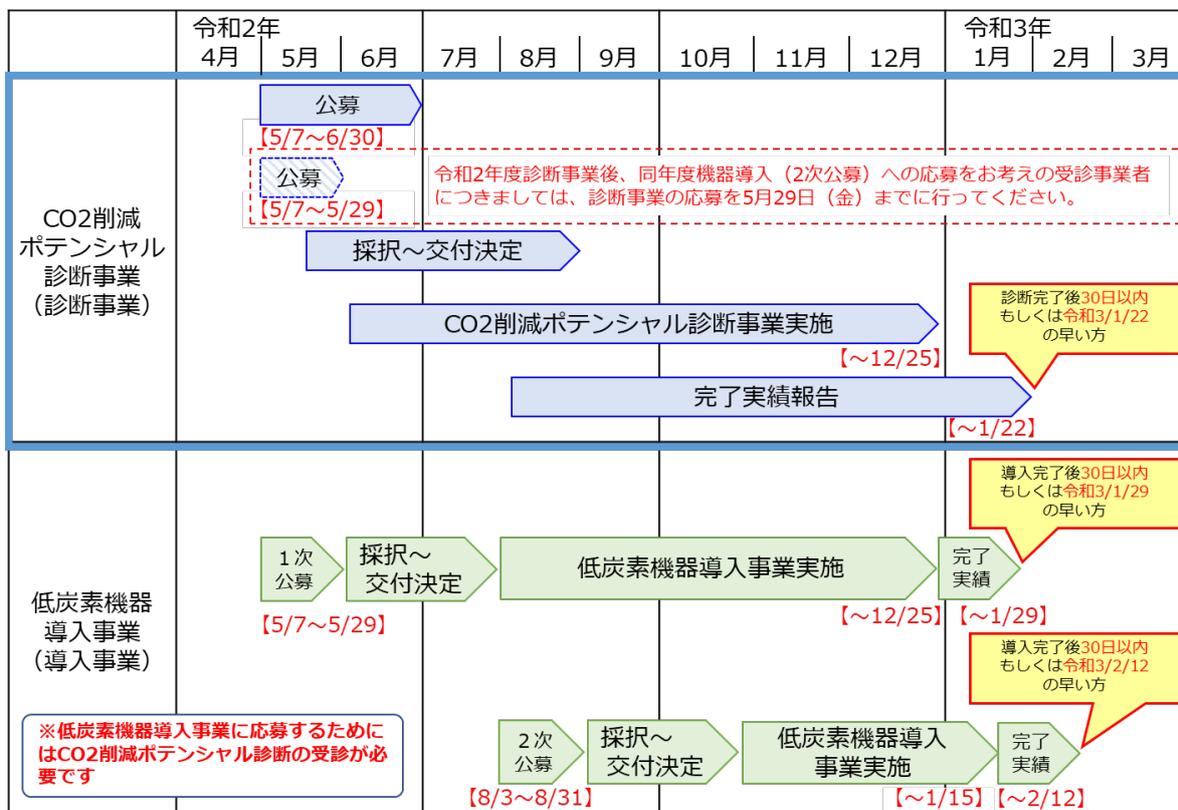


図2 補助事業のスケジュール

公募開始後、申請があった受診事業所は、受診窓口により内容を審査後先着順にて順次交付決定されます。

診断の完了は令和2年12月25日（金）までです。

なお、令和2年度のCO2削減ポテンシャル診断を受診し、同年度の低炭素機器導入事業に応募する場合は、報告会を経て診断結果報告書を受領・検収した時点での応募も可とします。

《診断の完了とは》

受診事業所が診断機関より診断結果報告書及び確認証を受領し、報告会を経て、診断費用の支払いを済ませた状態をいいます。

ただし、令和2年12月25日（金）までに診断費用の支払いが済んでいない場合、診断機関からの請求書（経費内訳書添付のこと）を受領した時点でも可とします。この場合、請求書の発行日をもって診断の完了日とします。

2.3 CO2削減ポテンシャル診断事業の流れ

診断事業の流れは図3に示すとおりです。

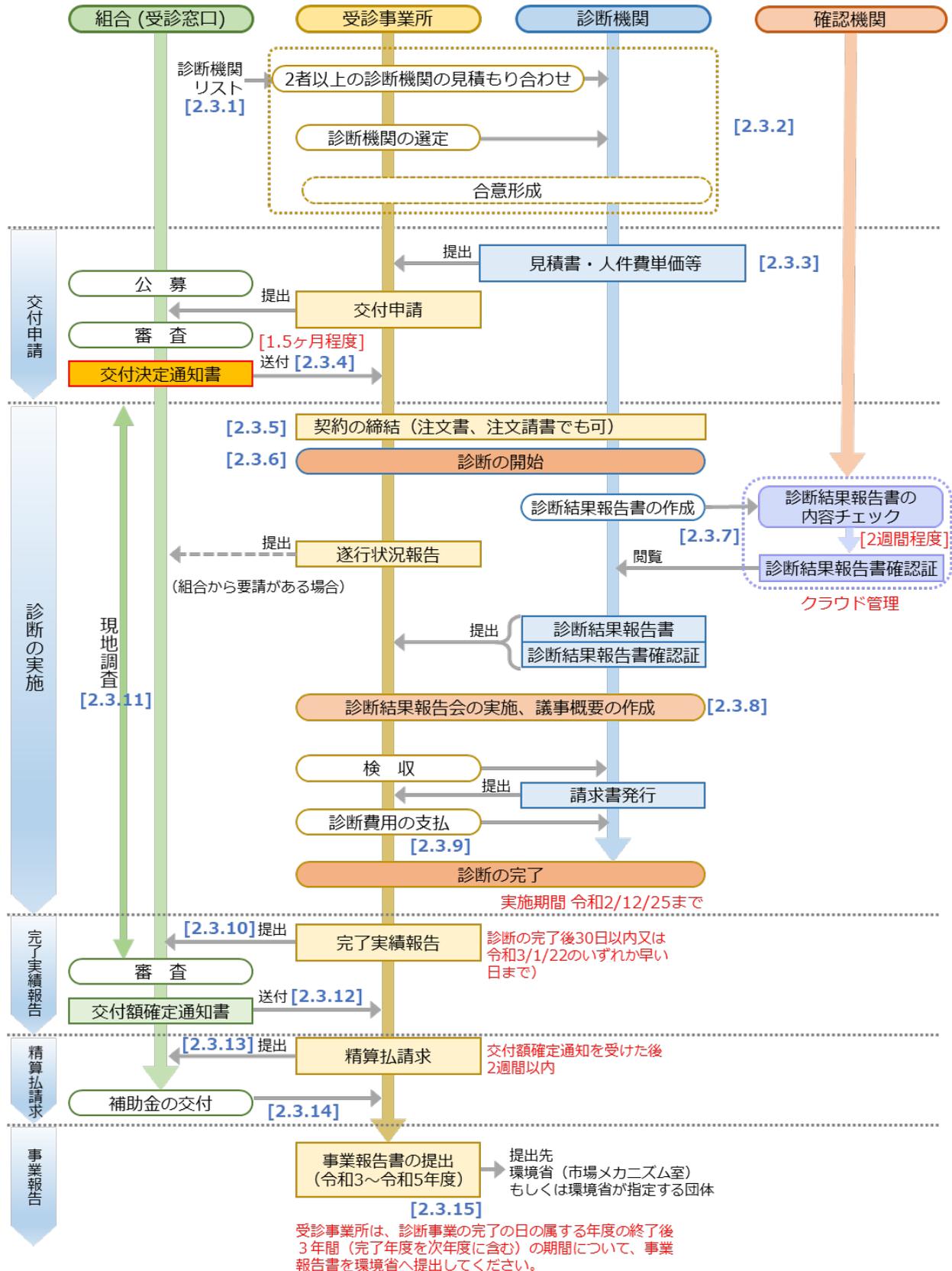


図3 診断事業の流れ

2.3.1 診断機関の公募・採択及び公開

診断事業に参加可能な診断機関の公募・採択は診断機関窓口が行い、診断機関リストを以下に公開します。

- (1) 環境省「事業者のためのCO2削減対策Navi」(<https://co2-portal.env.go.jp/>)
- (2) 組合ウェブサイト「令和2年度CO2削減ポテンシャル診断事業 診断機関リスト」(<https://lcep.jp/>)

2.3.2 診断機関の見積もり合わせ・選定・合意（マッチング）

受診事業所は、診断機関リストの中から、地域、業種等を勘案し、**2者以上の診断機関から見積もりを取得してください。**（「共同実施をする診断機関が主・副を入れ替えた見積もり」は2者以上と認めません）

次に、提出された見積もりを比較して診断機関を選定してください。

選定した診断機関と診断の範囲（総合診断・特定システム診断の区分）や計測対象などについて、合意を得た上で交付申請を行ってください。診断機関との合意をマッチングと呼びます。

診断機関を選定できていない場合は、申請時に「マッチングサポートを希望」を選択すると「マッチング希望リスト」に掲載され、登録診断機関に開示されますので、それを見た診断機関から連絡を待つことになります。

なお、マッチングサポートの希望があったとしても必ずしもマッチングが成立するとは限らないことを、事前にご承知ください。

《総合診断とは》

受診事業所の総合的な診断で、2019年度以前の診断区分に相当します。

《特定システム診断とは》

以下の4つのシステムの内1つに特化した診断で、事業所の特性に合わせた診断が可能です。

- ・空調システム
- ・蒸気システム
- ・冷却水システム
- ・圧空システム

各システムの詳細は「CO2削減ポテンシャル診断 実践ガイドライン2019」第5章5.3.1～5.3.4参照

下記は特定システムではないが、補助金の基準額決定において特定システム相当とします。

- ・その他システム（他に分類されないもの）

※機器導入事業への応募において、「総合診断」と「特定システム診断」で採択要件に違いはありません。

交付申請

2.3.3 診断機関からの見積書・人件費単価根拠書類の受領

交付申請を行うに当たり、**選定・合意した**診断機関からの見積書の写し及び診断に係る人件費単価根拠書類の写しが必要となります。

2.3.4 交付申請と交付決定通知

受診事業所は、交付申請書（交付規程様式第1）を受診窓口に提出してください。複数事業所の申請（同一法人3事業所まで申請可）を行う場合には、事業所ごとに交付申請書を作成してください。

受診窓口は、提出された交付申請書に対して、3.1.1及び3.1.2に掲げる要件及び次の事項等について審査します。

- (1) 申請に係る診断事業の計画が整っていること。
- (2) 補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- (3) 補助対象経費以外の経費を含まないこと。
- (4) **2者以上の診断機関から見積もりを取得し、比較した上で診断機関を選定していること。**

受診窓口は、3.1.1及び3.1.2に掲げる要件を満たし、補助金の交付が適当と認められたものについて、交付の決定を受診事業所に通知します（交付決定通知書（交付規程様式第3））。

審査結果に対するご意見及びお問い合わせには対応いたしません。

なお、3.1.1及び3.1.2に掲げる要件に適合する申請であっても、診断する主要設備の内容やマッチングの不成立、実施時期等の事情により診断が実施できないと判断した場合は、交付の決定をしない場合があります。

また、申請内容の一部が実施不可能と判断した場合は、補助金の減額を行う場合があります。

交付の決定に要する標準的な期間は、必要書類に不足、不備等がない場合、交付申請書類到着後1.5か月程度です。

診断の実施

2.3.5 契約の締結

交付の決定を受けた受診事業所は、診断実施の契約（注文書及び注文請書でも可）に当たり、以下の項目が確認できるように留意してください。

- (1) 契約日及び発注日が交付の決定日以降であること。

交付決定前に実施された業務、支払われた経費等は補助金の交付対象にはなりません。

- (2) 契約当事者（受診事業所と診断機関の二者間の契約であること）
- (3) 「令和2年度CO2削減ポテンシャル診断事業」と記載されていること
- (4) 対象事業所
- (5) 「総合診断」、「特定システム診断」の区分
- (6) 契約金額
- (7) 契約期間（交付決定日以降から診断の完了日までであること）
- (8) 補助事業実施中の事故対応・補償

注1：契約書には診断に要する経費（診断機関の人件費等）の根拠資料（人件費単価が確認できる資料、作業日報、旅費交通費利用時の領収書等）の提出を求める内容を記載してください。

注2：補助金の減額を受けた場合や返還義務が生じた場合等の取り決めについては、受診事業所と診断機関との二者間で協議の上、条件等を定めてください。

2.3.6 診断の実施

受診事業所は、診断機関との請負等の契約を締結後、速やかに診断内容を協議し診断を進めてください。

診断のステップと主な業務内容は、図4に示すとおりです。なお、ステップ1「協議／情報・データ収集」からステップ5「報告会」までの標準的な所要期間は6週間程度です。

診断では計測を必ず実施していただきます。

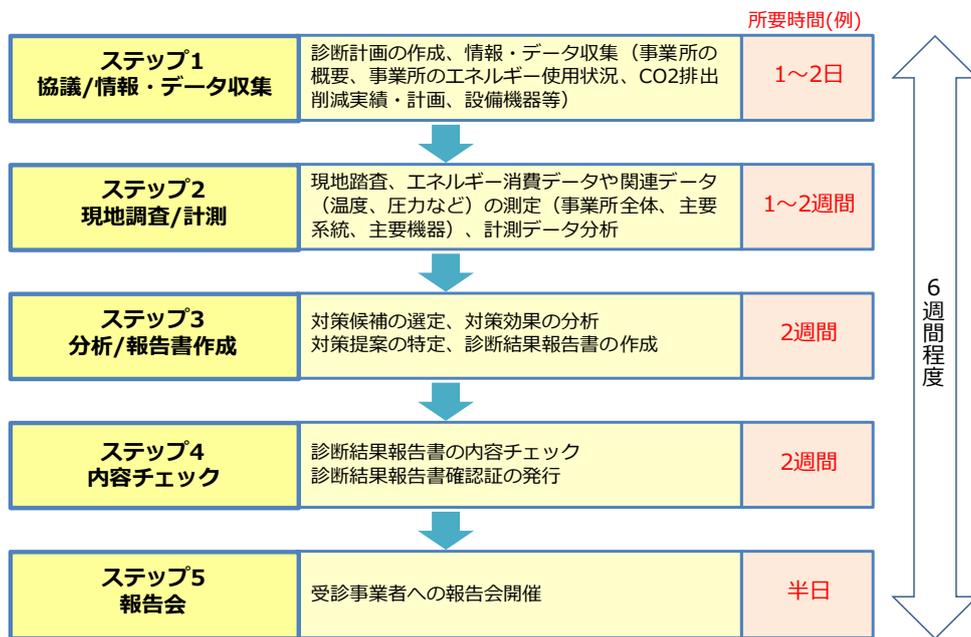


図4 診断のステップと主な業務内容

実施に当たっては以下の点に留意してください。

- (1) 交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合は、速やかに受診窓口へ報告し、変更交付申請書（交付規程様式第2）を提出してください（ただし、補助金の増額は不可）。
- (2) 診断事業の内容を変更する場合（ただし、軽微な変更である場合を除く）は、速やかに受診窓口へ報告し、計画変更承認申請書（交付規程様式第5）を提出してください。

- (3) 診断事業の全部もしくは一部を中止、または廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（交付規程様式第6）を提出してください。
- (4) 診断事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または遂行が困難となった場合には、速やかに遅延報告書（交付規程様式第7）を提出してください。ただし、当初の完了予定期日後1ヶ月以内である場合はこの限りではありません。
- (5) 受診窓口から診断事業の遂行の状況について報告の要求があった時は、速やかに遂行状況報告書（交付規程様式第8）を提出してください。

2.3.7 診断結果報告書の内容チェック

報告会の前に、診断結果報告書の内容チェック※が行われ、「診断結果報告書確認証」（以下「確認証」という。）が発行されます。内容チェックには約2週間を要します。

※受診事業者としての作業はありません。

2.3.8 報告会の実施

報告会は診断機関が主催し、診断責任者及び診断員が出席し、報告します。受診事業所からは、極力経営責任者または同等者が参加してください。

報告会では、以下の内容等が報告されます。

- (1) 報告書全体の説明
- (2) エネルギーの使用状況等
- (3) 受診事業所の課題
- (4) 対策提案の詳細

CO2削減効果、導入コストや運転コストを踏まえた運用改善や設備導入に関する提案、または想定される課題や注意点

受診事業所は、報告会の際に、診断機関から診断結果報告書及び確認証を受領してください。

診断結果報告書及び確認証は、完了実績報告書（交付規程様式第10）の提出の際に添付する必要があります。

2.3.9 診断費用の支払い

受診事業所は報告会終了後、診断機関からの診断費用の請求に基づき、以下について確認の上、遅滞なく支払いを行ってください。

- (1) 交付の決定日から実施期間内に支払いが完了している経費が補助金の交付対象となります。
- (2) 旅費等の経費は社内規定によらず実費弁済とし、支払を証する書類（領収書等）の提出がないものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- (3) 診断機関より作業日報を受領し、人件費等の重複請求がないことを確認してください。
重複分については補助金交付ができませんので注意願います。
- (4) 支払いは金融機関からの振込とし、支払いを証する書類（振込明細書等）を保管してください。補助事業に係る経費を他の経費と合算して振り込んだ場合は、内訳がわか

るように補足説明をしてください（振込金額の内訳：補助対象業務分〇〇円、他業務分△△円など）。

(5) 支払いの際の振込手数料は補助対象外となります。

(6) 支払いを証する書類（旅費等の領収書や振込明細等）は、完了実績報告書の提出の際に添付する必要がありますので、時系列に管理し、適切に保管してください。

なお、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引（環境省大臣官房会計課 平成28年4月）」「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（環境省大臣官房会計課 平成31年3月）」をあわせて参照してください。

完了実績報告

2.3.10 完了実績報告書の提出

受診事業所は、診断の完了（p.4参照）後30日以内又は令和3年1月22日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（交付規程様式第10）を受診窓口に提出してください。

2.3.11 現地調査

組合は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中または完了後に必要に応じ現地における調査等を実施します。現地調査の実施に当たっては、組合から事前に連絡しますが、調査が円滑に進むように以下の事項について準備してください。

《証拠書類等の確認》

①組合への申請書類

補助事業完了までの申請書類（交付申請書、完了実績報告書、精算払請求書等）の写し[※]及び組合発行の通知書類（交付決定通知書等）が時系列に管理され、すぐに閲覧できるよう保管されているか

②事業実施の証拠資料

契約書（注文書／注文請書）、見積書（2者以上）、納品書、検収書（納品書に検収印を押印したもので可）、請求書、振込依頼書、領収書等、診断結果報告書等が整っているか

③経理関係書類

帳簿、入金伝票、支払伝票、支払い決議書、預金通帳（補助事業用）等の整合性が取れているか

※組合に提出した申請書類は返却いたしませんので、提出の際に必ず写しを取り、手元に保管してください。

2.3.12 交付額の確定・通知

受診窓口は、完了実績報告書の書類審査において、事業の成果が交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、受診事業所に交付額の確定を通知します（交付額確定通知書（交付規程様式第12））。

精算払請求

2.3.13 精算払請求書の提出

受診事業所は、受診窓口から交付額の確定通知を受けた後、2週間以内に精算払請求書（交付規程様式第13）を提出してください。

なお、完了実績報告時、診断機関からの請求書のみで手続きを進めた受診事業所は、精算払請求書を提出する際に、必ず支払いを証する書類を添付してください。

2.3.14 補助金の交付

受診窓口は、受診事業所から精算払請求書を受け取った後、30日以内に指定口座に振り込みます。

事業報告

2.3.15 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の対策の実施状況及びCO2排出量の実績等について、事業報告書（交付規程様式第14）提出の義務があります。

事業報告書については、以下に留意してください。

- (1) 受診事業所は診断結果報告書により提案された対策のうちCO2削減効果の大きな設備導入を積極的に実施するように努めてください。
- (2) 対策を実施していない年度においても、事業報告書の提出は必要です。
- (3) 提出物の様式は毎年同じものを使用します。データファイルを適切に保管、引継ぎ等をお願いいたします。
- (4) 受診事業所で事業者名、事業所名、代表者、担当者、連絡先等が変更になった場合は、必ず指定の変更届を提出してください。

提出先は、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、もしくは、環境省が指定する団体となります（※提出先が変更になる場合は、事前に受診事業所の担当者に連絡いたします）。

2.4 補助対象経費

補助対象経費は、診断に係る委託料及びその他必要な経費で、組合が承認した経費となります。交付の決定を通知する前に発生した経費については、補助金の交付対象となりません。

2.4.1 補助対象経費

補助対象経費として認められるのは、表1の経費であり、根拠となる書類が必要です。また、補助対象経費であっても、受診窓口が、診断を行うために直接必要でない経費や診断で使用されたことを証明できない経費であると判断した場合は、補助対象外となることもあります。受診事業所は、診断機関から計算書・根拠資料のついた見積書（診断後においては請求書）を取得した際は、以下の補助対象となる経費と補助対象にならない経費が明確になっていることを確認し、適切に保管してください。

表1 補助対象経費の詳細

区 分	概 要
人件費	診断を行うために必要な診断機関の人件費
業務費	診断を行うために必要な診断機関の旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、外注費、共同実施費、その他必要な経費で組合が承認した経費（都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。）
旅費	鉄道、船舶、航空機、車賃、日当、宿泊料等
消耗品費	診断の実施に必要な資材・機材・情報機器等の購入費用や既製品のソフトウェア等、ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもので且つ取得価格（税込）5万円未満のもの
印刷製本費	診断機関の会議用の資料等、当該事業実施に必要な報告書の印刷製本代
通信運搬費	診断に直接必要な物品の運搬費用、郵便や宅配便に要した料金等通信費用
光熱水費	診断に直接必要であると証明することができる電気代、水道代等
借料及び損料	診断にのみに使用する、リース・レンタル等での調達品
会議費	診断に直接必要な検討会等の開催に伴う、会場借料、機材借料及び必要以上に高価又は華美でない、必要最小限の飲料・弁当代など
賃金	診断を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金（計測機器の設置のために人を雇った場合など）
雑役務費	診断の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費等）や新たに開発するソフトウェア
外注費	計測機器の取り付けやその取り外し等、当該業務の一部を外部に委託した場合に要した費用
共同実施費	主診断機関と共同実施する副診断機関の経費
一般管理費	人件費と業務費を合わせた額から外注費及び共同実施費を除いた額に一般管理費率を乗じた額 なお、完了実績報告時においては、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することはできません。

- (1) 診断機関は、計測機器の設置を外注又は計測機器をレンタルする場合、見積もり合わせ（通常三者以上）を行い、業者を選定してください。
- (2) 診断機関の社内規程等に、国交省単価と同様の受託単価額が設定されている場合は、当該単価を使用して構いません。ただし、その単価の構成に一般管理費等が計上されていないことを確認し、人件費単価根拠資料にその旨を明記してください。

2.4.2 補助対象外経費

- (1) 交付の決定日前に発生した経費
- (2) 診断に直接関連のない経費
- (3) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- (4) 診断の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (5) 補助事業への交付申請手続きに係る経費
- (6) 振込手数料

2.5 補助金の基準額及び補助金所要額

2.5.1 補助金の基準額

補助金の基準額は表2に掲げる通りです。

なお、補助金の上限額は表2の基準額に補助率（10分の9）を乗じた額になります。

表2 補助金の基準額（税別）

診断区分		基準額
総合診断	生産設備を含む複数システム	(A) 110万円
	複数システム	(B) 100万円
特定システム診断※	下記いずれかの単一システム ・空調システム ・蒸気システム ・冷却水システム ・圧空システム ・その他システム（他に分類されないもの）	(C) 60万円

※総合診断は受診事業所を総合的に診断しなければなりません。総合診断で申請されても、「CO2削減ポテンシャル診断結果報告書」の内容チェックにより特定システム診断と判定される場合があります。

2.5.2 補助金所要額の算定方法

補助金の額は、補助率10分の9を反映して、次に掲げる方法で算出します。

- (1) 申請額のうち受診窓口から認められた額を確認
- (2) 実際に診断に要する経費（補助対象経費予定支出額）を確認
- (3) (1)と(2)を比較して少ない方の額を選定（選定額）
- (4) (3)に補助率を乗じた額（1,000円未満切り捨て）を算出

例) 基準額（税別） : 1,000,000円 補助対象経費支出予定額（税別） : 981,000円
基準額と補助対象経費支出予定額の少ない方を選定額とします。
選定額 : 981,000円
補助金所要額 : 981,000円×9/10 = 882,900円 → 882,000円（補助金の額）

【選定額の特例】

- ◆同一の診断機関が、同一法人の同一業種※の事業所を複数実施する場合（3事業所まで）の申請では、2番目以降に交付決定された事業所は選定額から20万円減額するものとします。
ただし、特定システム診断には減額を適用しません。

※日本標準産業分類（小分類）まで一致する場合とします。

- ◆消費税免税事業者として申請される場合、基準額は表2の値に消費税を加えた金額になります。消費税免税での申請には、交付申請時に「消費税免税事業者確認書」の提出が必要です。

2.6 補助対象経費からの消費税額の除外

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金申請額の算定は、以下のように行ってください。

消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、それぞれの確認事項を満足することを条件に消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

また、補助事業終了後には交付規程に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を含め、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還していただきます。

(1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者

<確認事項>

- ①消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者であること。

(2) 免税事業者である補助事業者

<確認事項>

- ①課税期間（事業年度）の基準期間（その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であること（ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと）。
- ②課税事業者を選択していないこと。
- ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

(3) 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者

<確認事項>

- ①課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること。
- ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること。

③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと。

④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付規程に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

(4) 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者

<確認事項>

② 補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出を求めること。

②特定収入割合が5%以下になった場合、交付規程に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

3. CO2削減ポテンシャル診断事業への申請

3.1 補助事業の要件

3.1.1 対象となる申請者

補助金の交付を申請できる者は、a.~f.のいずれかの者とします。

- a. 民間企業
- b. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- c. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- d. 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- e. 法律により直接設立された法人（該当する場合は、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出のこと。）
- f. その他環境大臣の承認を経て組合が認める者

3.1.2 対象となる事業所の要件

下記に示すア.~エ.をいずれも満たすことを事業所の要件とします。

- ア. 基準年度（直近年度）における年間CO2排出量が50トン以上3,000トン未満（電気事業者の代替値ベースで算出）の日本国内の事業所であること。
- イ. 過去に環境省の「CO2削減ポテンシャル診断」を受診していないこと。
但し、受診のあった同一法人であっても別の事業所であれば申請可とします。
- ウ. 直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び実施能力を有すること。
- エ. 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

《受診事業所としての申請の単位》



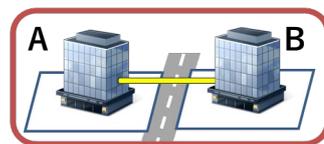
公道等で区画された同一敷地において、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行うために設置している事業所

➡ AとBを合わせてひとつの受診事業所



公道等を挟み近接している事業所

➡ A、Bそれぞれが独立した受診事業所



公道等を挟んで近接した事業所間に配線、配管等でエネルギーの運動性（エネルギーの授受）がある事業所

➡ AとBを合わせてひとつの受診事業所

《受診事業所の年間CO2排出量（4月～3月）の算定》

●算定対象ガス

受診事業所からのCO2排出量の算定に当たっては、エネルギー起源CO2排出量を対象とします。すなわち、重油や天然ガス等の燃料、電気や熱といったエネルギーの使用に伴って排出されるCO2となります。セメントの製造等に伴う非エネルギー起源CO2やCO2以外の温室効果ガスは算定対象外となります。

●算定の範囲

CO2排出量は事業所全体が対象です。

受診事業所からのCO2排出量は、受診事業者が所有するエネルギー使用設備機器から排出されたものに限定します。同一敷地や建物に受診事業者以外の法人（テナント、関係会社など）が所有するエネルギー使用設備機器がある場合は、それを除外します。

●算定方法

エネルギー起源CO2排出量の算定は、以下の方法によって行います。

$$\text{CO2排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

受診事業所のCO2排出量は、CO2排出量計算書にエネルギー使用量を記入することで、自動計算されます。

エネルギー使用量は、燃料販売会社や電気事業者等から入手する「電気／ガス使用量証明書等[※]」で確認できます。また、月ごとの請求書、支払証明書及び計量器による実測に基づく方法でも確認可能です。

※年度（4月～3月）、供給会社名、契約者名、供給先（住所等）、使用量、単位が明記されていること。

3.2 交付申請の提出書類

交付申請に当たり提出が必要となる書類は「交付申請から事業報告までの手引き」に示すとおりです。なお、手引きに示した書類のほか、受診窓口が必要と判断した資料について追加で提出していただく場合があります。

3.3 公募期間

令和2年5月7日（木）～令和2年6月30日（火）17時必着

ただし、「令和2年度低炭素機器導入事業」の2次公募に応募予定の場合は令和2年5月29日（金）を提出期限とします。

なお、導入事業は今年度限りとなり、次年度は導入事業の公募がありません。

したがって、導入事業を目指して診断事業に応募する場合は、今年度の導入事業の2次応募に間に合うようにスケジュールを検討願います。

3.4 受診事業所の選定方法

先着順にて交付の決定を行い、600件に達した時点で終了とします。

公募期間以降に受診窓口に着した書類のうち、遅延が受診窓口の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても申請を受け付けませんので、十分な余裕をもって提出してください。

3.5 提出先

書類1部と電子媒体1部を封書に入れ、宛名面に、「法人名・受診事業所名」及び「令和2年度 CO2削減ポテンシャル診断事業 交付申請書」と朱書きで明記し、提出期限までに書留郵便や宅配便等の配達記録が残る方法で下記提出先へ送付してください（提出期限日時必着）。持参、電子メール等による提出は受け付けいたしません。

提出先

〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-8-16 北新宿君嶋ビル6F
一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合
CO2削減ポテンシャル診断事業 受診窓口

※個人情報の取り扱いについては「5. 情報の取り扱い」にご同意の上ご提出ください。

※提出いただいた交付申請書は返却しません。必ず写しを保管してください。

3.6 説明会の開催

令和2年度CO2削減ポテンシャル診断推進事業に係る説明会は、[新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止](#)とし、説明資料をウェブサイトに公開します。なお、相談は受診窓口の事務所にて随時受付いたします。

説明資料では、CO2削減ポテンシャル診断事業及び低炭素機器導入事業について解説いたしますので、ダウンロードしてご利用ください。

4. 事業実施後の対応

4.1 対策提案の実施

CO2削減ポテンシャル診断結果に基づき、少なくとも1つの対策提案は必ず実施するとともに、CO2削減効果の大きな設備の導入も積極的に実施するように努めてください。

4.2 経理書類の5年間保存

- (1) 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書や振込明細等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、補助事業に係る個々の経費の使途、支出日、金額など支出の状況を常に明らかにしておく必要があります。
- (2) これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- (3) 事務代行者を利用している場合でも、帳簿及び全ての証拠書類を備えて頂くのは、補助事業者自身になります。

4.3 会計検査院による実地検査

補助事業に係る補助金の使途について、補助事業完了後、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から5年間の範囲において、会計検査院による実地検査が行われる場合がありますので、補助対象経費の根拠資料（領収書等含む）、補助事業の手続きに係る申請書類等は、適正に整備・保管を行ってください。

5. 情報の取り扱い

5.1 申請書に記載されている情報

- (1) 申請書に記載された情報は、環境省、受診窓口、合意した診断機関の担当者及び環境省が指定する団体限りの取り扱いとします。
- (2) 交付決定された法人名、受診事業所名及び受診事業所所在地は公表します。
- (3) 受診窓口に提出される診断結果報告書は、環境省及び環境省が令和2年度に委託契約する団体と共有します。

5.2 診断結果の活用

診断結果については、環境省において効果的なCO2削減対策の取りまとめ、CO2削減対策としての導入ポテンシャルの把握・普及広報などにも活用していく予定です。同意いただいた法人・受診事業所については、個別事例紹介のお願いをすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

5.3 個人情報のお取り扱い

ご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、組合は記入いただきました個人情報の保護のため、必要なセキュリティ対策を講じ適切に取扱います。具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上、ご記入くださいますようお願いいたします。

- (1) 個人情報の取扱いは、組合の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。規定については、ウェブサイトでご確認ください。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ①令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(CO2削減ポテンシャル診断推進事業)の運営管理のための連絡。
 - ②個人情報を取り扱う業務を外部事業者へ委託する予定はありません。
 - ③利用目的終了後は、組合管理分については組合が責任を持って廃棄いたします。

(3) その他

上記以外の目的で個人情報を利用させていただきたい場合が生じた時は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

【個人情報の取扱いに関するご連絡先、苦情・相談窓口】

※開示、訂正、利用停止等のお申し出は、下記までご連絡ください。

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

TEL : 03-5937-0836 FAX : 03-5937-0837

E-mail : gyomu-ml@lcep.jp URL : <https://lcep.jp/>

【組合の個人情報保護管理者】 常務理事 岩淵 光男

6. その他

6.1 満足度についてのアンケートの提出

診断結果等に対する満足度についてのアンケートを実施いたします。アンケートの様式は受診事業所に送付いたしますので、必ず受診事業所自らが回答した上、受診窓口に提出してください。

6.2 事例紹介、各種調査等へのご協力

実施した補助事業に関して、国または組合が調査を実施することがあります。個別の依頼があった場合はご協力をお願いいたします。

6.3 補助事業に関するお問い合わせ

問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名を「令和2年度CO2削減ポテンシャル診断公募に関する問い合わせ（〇〇株式会社〇〇事業所）」とし、括弧内に法人名と受診事業所名を記入してください。

問い合わせ先	一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合 受診窓口 〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-8-16 北新宿君嶋ビル6F E-mail : gyomu-ml@lcep.jp TEL : 03-5937-0836 FAX : 03-5937-0837
問い合わせ時間	9時30分～12時00分、13時00分～17時00分 月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）

（交付規程 別表第1）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうちCO2削減ポテンシャル診断事業	補助事業を行うために必要な委託料及びその他必要な経費で組合が承認した経費	組合が必要と認めた額	10分の9